

# 民生委員・児童委員にご相談ください

それぞれの地域を次の方々が担当しています

住所	氏名	電話番号	担当自治会
幸町	佐久間 基一	76-3460	幸町
本町	大江 スマ子	76-2868	本町
西2条	大場 建男	76-3013	西町
1条通	石川 勝夫	76-2342	東町
達美	安藤 孝	76-2742	達美町、緑町1
達美	鷹鷲 とし子	76-3183	緑町2、緑町3
柏町	福井 全雅	76-2337	柏町、新町
高台	佐藤 友幸	76-4477	高台町
旭町	中川 孝敏	76-4704	旭町1、旭町2
旭町	細川 サチ子	76-3061	旭町3
豊永	杉山 敏行	76-4824	豊永2
豊永	廣岡 壽幸	76-3866	豊永3
豊永	伊東 美喜子	76-4503	豊永4
共和	熊谷 千代見	76-2052	共和2、共和1の一部
共和	新井 昇	76-4635	共和3
共和	成田 英子	76-2783	共和4
活汲	山本 和子	76-4285	活汲中央
活汲	柏木 玲子	76-3135	東岡、活汲1・3、岩富
高台	上田 孝雄	76-2347	達美、東・西達美、最上
上里	中山 静男	76-4799	美都、上里、豊永1、高台
双葉	竹原 洋子	76-3947	共和1の一部、恩根、双葉
本岐	藤田 玲子	77-2417	本岐市街
大昭	迫田 栄治	77-2065	本岐2、沼沢、木樋、二又、大昭、布川
相生	現在欠員 (新任者選任中)		相生
緑町	中山 美登里	76-2241	町内全域 (主任児童委員)
新町	小浦 由美	76-1380	町内全域 (主任児童委員)

## 民生委員・児童委員とは？

民生委員法及び児童福祉法により、民生委員・児童委員は、国・北海道から委嘱されますが、皆さんと同じ住民の立場で活動しています。私たちの地域を暮らしやすいものにするために、さまざまな活動を行ったり、暮らしに関する相談を受けています。

困ったことや心配ごと、援助を必要とする相談には、住民の立場にたって対応します。また、福祉サービスに関する情報の提供や、役場や社会福祉に関する活動を行う人などの連携で問題解決のお手伝いもします。

暮らしのこと、困ったこと、悩みごとなどありましたら、民生委員・児童委員に気軽に相談してください。相談内容については、外部へもらすことは一切ありません。

### 在宅生活に関すること

毎日の介護で困っていること  
福祉サービスの利用に関する  
こと  
施設利用  
に関する  
こと



### 暮らしのこと

住まいに関すること  
近所付き合い  
に関する  
こと  
生活費に  
関  
する  
こと



### 育児・教育のこと

育児やしつけに関する  
こと  
いじめや不登校に気が  
した  
とき  
学校生活  
の  
悩みに  
関  
する  
こと



### 家族関係のこと

結婚、離婚に関する  
こと  
親子関係に関する  
こと

### その他の困りごと

心身の疾病や障がいに関  
する  
相談等

津別町民生委員児童委員協議会事務局  
保健福祉課 福祉担当 ☎76-2151 (内線233)

## 観光シーズン到来～津別峠が開通しました～

5月30日に津別峠の道々屈斜路津別線が開通しました。展望施設も同日に開館し、トイレは24時間利用できます。屈斜路湖と周囲の山々が織りなす雄大なパノラマを見下ろす絶好のビューポイント・津別峠で、大自然の息吹に触れてみませんか。



展望施設  
開館期間 10月31日まで  
開館時間 午前9時～午後7時

問い合わせ先  
津別観光協会  
(役場産業振興課商工観光グループ)  
☎76-2151 (内線315)



津別峠から望む屈斜路湖のライブ映像が津別町ホームページからご覧になれます(1時間ごとに更新)  
<http://www.town.tsubetsu.hokkaido.jp/>  
「津別町」で検索

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

～平成24年度の保険料等について～

## 6月に普通徴収の保険料額をお知らせします

平成24年度に普通徴収で納めていただく方の保険料につきましては、6月に個別にお知らせします。特別徴収で納めていただく方の保険料は、8月までにお知らせします。

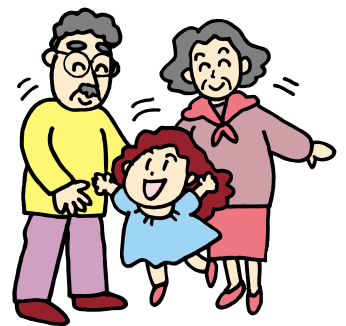
### 保険料の計算方法

$$\begin{matrix} \text{均等割} \\ \text{【1人当たりの額】} \\ 47,709\text{円} \end{matrix} + \begin{matrix} \text{所得割【本人の所得に応じた額】} \\ \text{(平成23年中の所得 - 33万円)} \\ \times 10.61\% \end{matrix} = \begin{matrix} \text{1年間の保険料} \\ \text{(100円未満切り捨て)} \end{matrix}$$

年間の保険料限度額は55万円が上限です。

所得の少ない人は、世帯主や被保険者の所得に応じて保険料が軽減されます。年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

保険料のお支払いは、「年金からのお支払い」と「口座振替」を選ぶことができます。口座振替を希望される方はお問い合わせください。



保険料のお支払いが困難な場合は、役場保健福祉課後期高齢者医療担当へご相談ください。災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し、保険料のお支払いが困難な方については、保険料の減免を受けられる場合があります。

## ジェネリック医薬品の利用について

医療機関で処方される薬には、新薬(先発医薬品)とジェネリック医薬品(後発医薬品)があります。ジェネリック医薬品の処方をご希望される方は、医師や薬剤師にその旨を伝えるか、医療機関や薬局の受付窓口で「希望カード」を提示することによりお願いすることができます。

「希望カード」が必要な方は、役場保健福祉課後期高齢者医療担当までお問い合わせください。

### 効き目・安全性について

ジェネリック医薬品は、新薬と同等の効果・効能を持ち、厚生労働省の基準を満たしている安全なお薬です。ただし、ご希望の際は、必ず主治医や薬剤師によく相談しましょう。

### 価格について

ジェネリック医薬品を利用すると、お薬代が安くなります。薬によって異なりますが、新薬より3割以上、中には5割以上安くなるものもあります。

### 問 い 合 わ せ 先

北海道後期高齢者医療広域連合  
☎011-290-5601

保健福祉課 健康医療グループ  
後期高齢者医療担当  
☎76-2151(内線229)